

入札要領

1. 配布物
(1) ①入札要領 ②入札参加資格審査申請書 ③契約実績報告書
④入札辞退届 ⑤委任状 ⑥入札書(3枚用意すること) ⑦入札心得
(2)仕様書については、別途、電子メールにて交付します。
希望者は、電子メールにて、「会社名」、「会社の所在地」、「担当者名」及び「令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）の登録番号」を必ず記載のうえ申し込んでください。
電子メールアドレス joho@sch.city.yao.osaka.jp
2. 件名
八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借
3. 入札日時
令和8年1月13日（火）午後3時00分（10分前に集合）
4. 入札場所
八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 本館4階 入札室
5. 入札保証金
本市財務規則第108条該当につき免除。ただし、落札者が契約を締結しない時は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収します。
6. 入札回数
入札回数は、3回打ち切りとします。
7. 落札者決定
(1)予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。（ただし、公正な経済取引の秩序を乱すおそれがあると八尾市が判断したときは、落札者とならない場合があります。）
(2)落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きによります。
(3)入札者が1の場合であっても入札を行います。
8. 入札書
(1)本市所定の用紙を使用してください。
(2)入札書の記載方法は、所在地・名称・代表者名を記載してください。届出印について、押印の省略は可能ですが、押印を省略した場合は担当者及び責任者の名前・連絡先を記載してください。会社の届出印を押印している場合には代理人の押印は必要ありません。よって委任状の提出も必要ありません。
(3)委任状提出の場合は、所在地・名称・代表者名・代理人名を記載してください。代理人入札使用印を押印については省略可能ですが、押印を省略した場合、担当者及び責任者の名前・連絡先を記載してください。また押印した場合につきまして、会社の届出印の押印は必要ありません。
(4)入札書に記載する入札金額は、契約希望金額（消費税および地方消費税を含まない金額）をアラビア数字で記載し、金額の頭に¥マークをつけてください。
9. 委任状
入札書に代理人の印鑑を使用する場合は、委任状（本市所定の用紙）が必要です。
10. 入札無効
八尾市財務規則第111条、本件入札心得第7条に該当する場合。
11. 質疑照会
(1)仕様に関する質問は、令和8年1月5日（月）午後4時まで受付。電子メールで下記まで提出のうえ、受信確認のための電話連絡を行うこと。
・八尾市教育センター
TEL 072-943-5785 電子メールアドレス joho@sch.city.yao.osaka.jp
回答書は令和8年1月7日（水）に電子メールにて配付します。
(2)入札に関する質問は、令和8年1月7日（水）午後4時までの間、八尾市教育センター TEL072-943-5785 に質問のあった業者に電話で回答します。
12. その他
入札会場への入場は、1業者1名とします。
入札辞退する場合は、辞退届（指定用紙）を入札執行前までに提出してください。
口頭、電話、FAXによる辞退は、認めません。

入札参加資格審査申請書

(あて先) 八尾市長

今回の入札につき、当社は「令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿(リース・レンタル)」に登録されており、公告の要件を満たしておりますので、下記の入札に参加いたしましたく必要書類を添えて申請します。

記

1. 入札件名：八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借
2. 担 当：八尾市教育センター
3. 入札参加申請：令和8年1月5日 午後4時まで（質疑締切も同じ）
4. 申請添付書類：契約実績報告書(詳細は、告示文を参照してください)
5. 質 疑 回 答：令和8年1月7日 電子メールにて配付
6. 入札日時：令和8年1月13日 午後3時00分

(申請者)

令和 年 月 日

必要な添付書類を添えて、申請します。

名簿受付番号 No._____ (市の入札参加資格申請の受付番号)

所在地

商号又は名称

代表者 職名及び名前

印

(届出印)

担当者名

契約実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地

商号又は名称

代表者 職名及び名前

印

一般競争入札参加資格審査申請にあたり、告示にある官公署との契約実績が下記のとおりありますので添付して申請します。

記

	業務内容	契約相手	契約金額	契約期間
ア				～
イ				～
ウ				～
エ				～
オ				～

〈注意〉

1. 契約書の写し又は取引証明書を添付すること（相手先を公表できない場合は、関係事項を黒塗りすること）。
2. 本件業務内容と同種のもの（国や地方公共団体の行政事務）を記入すること。
3. 契約相手先を公表できない場合は、国、地方公共団体の別を記入すること。

辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職名前

下記の件について、都合により入札を辞退いたします。

記

件 名：八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借

(辞退理由) ※該当する番号に○または、4にあっては括弧内に理由を記入してください。

- 1 仕様を満たす物品製造ができないため。
- 2 納入期限に間に合わない。
- 3 会社（個人企業の場合は個人）の都合による。
- 4 その他
()

(注意事項)

- 1 入札を辞退するときは、入札開始時刻までに辞退届を教育センターに提出してください。
- 2 入札を無断で辞退することがないよう十分ご留意ください。
- 3 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職名前

印

令和8年1月13日執行の八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借の入札について、下記の者を代理人と定め、入札する権限を委任します。

記

受任者 (代理人)	印 (入札使用印)
--------------	-----------

※押印を省略する場合のみ以下を記載すること。代表者が本件責任者と担当者を兼ねることは可能とする。
本件責任者と担当者が同一の場合もそれぞれ記入すること。

部署名	名前	連絡先
本件責任者 (本書類発行部門の責任者)		
担当者 (本書類を提出する担当者)		

入札書

令和8年1月13日

(あて先) 八尾市長

所在地

商号又は名称

代表者職名前

印

(代理人氏名)

印)

入札要領、仕様書、入札心得を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件名：八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借

入札金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(注意事項)

- 1 入札書に記載する金額は、契約希望金額(消費税および地方消費税を含まない金額)であること
- 2 金額記載の文字はアラビア数字とすること
- 3 金額の頭に￥記号をつけること

※押印を省略する場合のみ以下を記載すること。代表者が本件責任者と担当者を兼ねることは可能とする。
本件責任者と担当者が同一の場合もそれぞれ記入すること。

部署名	名前	連絡先
本件責任者 (本書類発行部門の責任者)		
担当者 (本書類を提出する担当者)		

建設工事等競争入札心得

(昭和52年2月1日制定)
(昭和56年12月21日改正)
(平成4年1月1日改正)
(平成7年4月1日改正)
(平成8年4月1日改正)
(平成11年11月1日改正)
(平成14年10月1日改正)
(平成20年4月1日改正)
(平成21年4月1日改正)
(平成21年10月1日改正)
(平成22年4月1日改正)
(平成25年10月1日改正)
(平成27年4月1日改正)
(平成29年4月1日改正)
(平成31年4月1日改正)
(令和2年5月11日改正)
(令和4年4月1日改正)

(主旨)

第1条 八尾市の建設工事等（物品購入及び委託・役務業務を含む。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令、八尾市財務規則（以下「規則」という。）、契約に関する諸規定並びに本心得の定めるところによるものとする。

(入札)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟知のうえ入札をしなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、所定の日時までに指定の場所に出頭し、所定の書式により入札に参加しなければならない。なお、郵便入札の場合、入札書等は定められた方法で、入札公告又は通知に示した到達期限までに、指定する宛先に必着させなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、その委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 初度入札において参加者が1人の場合は、入札の執行を取りやめることができる。

3 再度入札において参加者が1人の場合は、入札の執行を取りやめることができる。

4 入札の執行に際して、天災、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は所定の日時までに指定の場所に規則第106条又は八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第104条で定める額の

入札保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札保証金は、落札者に対しては、契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は本市に帰属する。
- 4 入札保証金の納付を免除された場合で、落札者が契約を締結しないときは、違約金として規則第106条又は特例規則第104条で定める額に相当する額を徴収するものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 指定の日時に提出しなかった入札
- (5) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (6) 記載すべき事項のない入札
- (7) 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一入札について、入札者又は、その代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分が識別しがたい入札
- (11) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (12) 再度入札において、2回目以降の入札金額が、前回の最低入札金額以上である入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (15) 同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。））の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札

ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(16) 郵便入札において次のいずれかに該当する入札

ア 入札書等が入札公告又は通知に示した到達期限より後に到達した場合

イ 入札書等が指定された郵送方法で郵送されていない場合

ウ 入札書等の必要とされた書類が同封されていない場合

(17) その他、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10の規定により当該入札価格では契約の履行ができないと判断される場合は落札者としない場合がある。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第7条規定による無効の入札をした者及び第8条ただし書の規定により落札者とならぬ者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、落札決定後速やかに、規則第120条又は特例規則第104条で定める額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、入札及び現場説明等についての不明を理由として異議を申し立てることは一切できない。